

## 「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について

国際情勢の変化等にかんがみ、在外公館に関し、以下の改正を行う。

- 1 在ベナン日本国大使館の位置の改正
- 2 在コタキナバル日本国総領事館の廃止
- 3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等

### 1. 背景

平成22年1月1日に実館化される在ベナン日本国大使館の位置を、憲法上の首都である「ポルトノボ」から、事実上の首都であり、大使館事務所が設置される「コトヌ」へ改正するとともに、外務省の組織の合理化努力の一環として、マレーシアの在コタキナバル総領事館を廃止するために、所要の規定の整備を行う必要がある。

また、在勤基本手当の基準額等について、為替相場及び消費者物価等の変動、地域の事情等を踏まえて、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 法律案のポイント

#### (1) 在外公館の新設及び廃止

- (イ) 在ベナン日本国大使館の位置を「ポルトノボ」から「コトヌ」へ変更する。
- (ロ) 在コタキナバル日本国総領事館を廃止する。

#### (2) 給与関係

- (イ) 各在勤地における最近の為替変動及び消費者物価の変動等を勘案した上で在勤基本手当の基準額を改定する。
- (ロ) 外務公務員の研修員手当の号を追加する。